平成２３年（フ）第５３５号
長崎県長崎市三原２丁目５番37号
債務者　福元さゆり
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０５号
宮崎県延岡市本小路173番地28
債務者　山崎　規行
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第４６４号
兵庫県川西市小花２丁目20番８号
債務者　ラウンジ集こと　水川ミツコ
1　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１０２４号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目34番地
債務者　深海　幸子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４０号
徳島県美馬市脇町字東俣名1487番地２、住民票上の住所徳島県美馬市脇町字東大谷225番地
債務者　清田　栄一
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第５５８号
沖縄県浦添市安波茶１丁目40番３号
債務者　古堅　宗和
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２３７号
福島県郡山市大槻町字小山田前12番地　市営住宅１－４－16－21
債務者　上野　幸奈
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２４６号
福島県郡山市富田町字大十内85番地の36　コーポラス85－２－Ａ号
債務者　太田　敏明
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１３０１号
神戸市兵庫区今出在家町１丁目３番７号
債務者　高﨑　恭大
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３０２号
神戸市兵庫区今出在家町１丁目３番７号
債務者　高﨑　広子
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７３号
兵庫県洲本市五色町鳥飼浦2555番地、前住所兵庫県明石市大久保町西島1013番地の12
債務者　大濱　三義
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第９０号
佐賀県唐津市養母田517番地33
債務者　高添伊佐子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第８７号
熊本県玉名郡長洲町大字上沖洲50番地
債務者　福島　正清
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第２２７号
山口県下関市武久町１丁目57番38―302号　コーポニューリリアス、前住所佐賀県杵島郡江北町大字山口4684番地
債務者　山本　瑞穂（旧姓中尾）
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２４０号
山口県下関市吉見本町２丁目３番10号　ラピスタウン吉見305号
債務者　植畑久美子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１９５号
鹿児島県鹿屋市寿７丁目４番11号、前住所鹿児島県鹿屋市寿３丁目２番36号
債務者　下曽山秀二
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第２００号
鹿児島県鹿屋市寿７丁目６番県４―103号
債務者　山﨑　洋平
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１９４号
福島県いわき市四倉町字梅ケ丘134番地　県営住宅25―２
債務者　安齋二美枝
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
福島地方裁判所いわき支部